

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会

共済小委員会（第27回）

令和8年2月27日（金）

経済産業省中小企業庁

午後1時00分 開会

○太刀川室長 定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会 第27回共済小委員会」を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席を賜り誠にありがとうございます。

本小委員会の事務局を務めます、中小企業庁経営安定対策室長の太刀川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、本澤委員は所用のため御欠席となっておりますが、委員総数12名のところ11名の委員に御出席をいただき、中小企業政策審議会令第8条に規定される「過半数の出席」の定足数に達していることを御報告いたします。

それでは、審議に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に、議事次第、委員名簿、資料1「小規模企業共済制度の今後の在り方について」、資料2「中小企業政策審議会に対する諮問について」、資料3「小規模企業共済制度の令和8年度付加共済金の支給率について」、資料4「中小企業倒産防止共済制度の5年見直しの検討の進め方について」がそれぞれございますでしょうか。配付資料を受領されていないようでしたら、事務局までお申しつけください。

また、審議に当たり、安定した通信環境の確保のため、発言者以外の方は必ずマイク・カメラをオフにいただき、発言時のみ御自身にて双方オンに切替えをお願いいたします。発言が終わりましたら、再度オフに切替えをお願いいたします。

御発言を希望される場合は、挙手機能を使用して挙手をお願いいたします。発言が終わりましたら挙手をお下げください。操作方法が御不明な場合は、随時事務局までお声がけいただければと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては近藤委員長をお願いしたいと存じます。近藤委員長、よろしくお願いいたします。

○近藤委員長 皆様、こんにちは。共済小委員会の委員長を務めております、近藤でございます。本日も委員の皆様のお協力をいただきつつ、円滑な議事進行に努めてまいりたいと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。本日の議題は、お手元の議事次第を御参照ください。議題1「小規模企業共済制度の5年見直しに係る報告について」、議題2「小規模企業共済制度の令和8年度付加共済金の支給率について」、議題3「中小企業倒産防止共済制度の5年見直しの検討の進め方について」となっております。

まずは議題1「小規模企業共済制度の5年見直しに係る報告について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○太刀川室長 ありがとうございます。

それでは、資料1、小規模企業共済制度の5年見直しに係る報告について、説明させていただきます。

小規模企業共済法におきましては、掛金及び共済金等の額は少なくとも5年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として検討することとされております。

これを受けまして、小規模企業共済制度の在り方検討会を設置いたしまして見直しの検討を行ってきたところでございます。この検討会に関しましては、令和7年5月下旬から計3回開催をいたしました。本日も御出席をいただいております一橋大学大学院の大橋先生を座長といたしまして、そのほか、今日御参加いただいております清水委員、津田委員、藤田委員、村瀬委員、森下委員、そして、本小委員会の委員は任期の都合で御退任をされましたが、堤元委員に御参画をいただき、検討を進めてきたものでございます。その報告結果について、ここに御説明をさせていただくものでございます。

では、資料の「小規模企業共済制度の今後の在り方について」、こちらの最初の一枚に戻っていただきまして、目次の部分で「はじめに」とありまして、2ポツで「小規模企業共済制度の現状について」とありまして、まず現状について説明をする部分と、3ポツで「経済環境を踏まえた共済制度の在り方について」ということで検討している部分と2つに分かれてございます。

「はじめに」と2ポツの制度の現状についての部分は、前半の部分は割愛をさせていただきまして、5ページ目下の半分、「(6) 新規加入者数及び在籍者数」というところがございます。こちらに関しましては、本制度の安定的な運営のためには継続的な新規加入者の獲得は必須であり、加入促進の取組が重要である。こうした認識の下で、前回令和2年度の検討会におきまして、フリーランスをはじめとする若年層の加入促進を強化することが指摘をされていたところでございました。

これを受けまして、その後5年の間に中小機構におきましては若年層の加入促進に注力をいたしまして、インターネット広告の実施やフリーランス協会主催のセミナー等々に参画をいたしまして制度説明等を実施してきたところでございます。この結果、34行目のところですが、新規加入者に占める独立系フリーランスの割合が10年前の26%から44%と高まり、加入者としても約2万人から約4万人と着実に増加をしているところでございます。こうしたことの説明が検討会の中で中小機構よりあったところでございます。

続きまして、8ページ目、3ポツの「経済環境を踏まえた共済制度の在り方について」でございまして、

まず、「(1) 小規模企業共済法二十九条における掛金及び共済金等の額について」、検討会では議論をいただいたところでございます。9行目、法律29条では5年ごとに掛金と共済金等の額について検討することとされております。12行目、これを踏まえまして、掛金の額の妥当性に関して、本制度における共済金給付額の水準と入手可能な統計データの範囲内で一般的な退職給付額及び開業資金の水準との比較を行いました。21行目でございます。上記のデータによりまして、本制度の共済金については少なくとも我が国の従業員の退職金と同水準の給付ができており、また、開業費用の平均値とも大きな開きはない

ということが確認できたところでございます。

このことから、現時点で掛金の限度額を引き上げて共済金の支給水準を上げる状況にはないが、小規模企業者の所得水準や現在上昇しつつある物価の動向等の経済社会情勢、また、他の制度の状況に注視し検討をしていく必要があるという結論となったところでございます。

また、もう一つ、共済金、すなわち予定利率について、27行目以降でございしますが、現在は平成16年度改正より1.0%の水準を維持しているところでございます。これを維持、あるいは変更する必要があるかどうかを本検討会において検討いたしました。

今回の検討に当たりましては、①として、資産運用環境に係る将来見通しが好転していること、②といたしまして、共済財政収支の改善がなされていること、③といたしまして、予定利率を引き上げても本制度の長期安定性を確保することが見込まれること、こうした3つの要素を挙げまして、各項目について検証を行うというアプローチで行ってまいりました。

9ページ目、まず①の資産運用環境に関しましては、最近の国債の金利の動向、この上昇の状況から、4行目ですが、本制度の予定利率1.0%を上回ることがこの時点で見込まれたところでございます。また、株式市場も前回の検討時に比べて好調でありまして、令和7年には日経平均株価5万円台を記録するといった高水準となっておりますが、ボラティリティーが大きく、ウクライナ情勢や米国の関税措置など不確定な要素があると分析をされました。

次に、②の共済財政に関しましては、近年は共済在籍者の増加によって掛金収入と共済金との収支差がプラスで推移をしてございます。特に近年、利益剰余金が大きく増加をしているところでございます。

ただ一方で、12行目ですが、当期利益から時価評価益を控除した基礎利益というものに着目をしてみますと、平成29年度以降、令和6年度までマイナスが継続しておりまして、15行目ですが、これが改善するには一定の期間を要することが見込まれるということとされたところでございます。

続きまして、③の長期安定性に関しましては、外部の機関に委託をしまして予定利率を1.0%に維持した場合と1.5%に引き上げた場合のシミュレーションを行いまして、検証を行いました。28行目ですが、予定利率を1.5%に引き上げた場合の5年目、10年目の剰余金はいずれも5%tileでマイナス、つまり欠損金となりまして、1.0%を維持した場合にはいずれも5%tileではプラスですが、1%tileでマイナスという結果が得られたところでございます。

35行目、以上3つの観点を踏まえまして、現時点では付加共済金により契約者に対し剰余の一部を還元しつつ、予定利率は1.0%を維持することが適当である。今後、予定利率を引き上げても、本制度の長期安定性を確保することが見込まれることとなった段階において予定利率の引上げを検討し、基本共済金によって契約者に還元することを目指すといっ

た結論が出されたところでもございました。

続きまして、10ページ目、「(2) 小規模企業共済制度の安定的な財政面の検討について」ということで、併せて検討を行いました。12行目ですが、本制度では、価格変動リスク等の各種リスクへの備えといたしまして過年度留保額というものを積み立てておりました、令和7年度におきまして2461億円にまで積み上がっているところでもございます。ただ、この過年度留保額に関しましては財務諸表に明記をされておりませんので、17行目、このため、本制度の信頼性を高めるために、保険業法上の価格変動準備金や危険準備金を参考といたしまして、これまでの過年度留保額を負債化して貸借対照表上に準備金として明記するというところを検討いたしました。

11ページの3行目からですが、まず1つ目の危険準備金に関しましては、5行目、この制度における危険準備金については、想定し得ない運用環境の悪化により運用利回りが予定利率を下回るリスクというものと整理をした上で検討を行いました。8行目からですが、現状の足元の金利上昇、また、11行目、本制度は長期安定性を確保するため、既存契約者に対する一定の保証も考慮しつつも予定利率を変更することができること、これに鑑みると、現時点では危険準備金の設置は行わず、これまで同様利益剰余金の中で管理することが適当であるという結論が得られたところでもございます。

16行目からですが、次に、2つ目の価格変動準備金に関しまして、先ほど申し上げたとおり、19行目、貸借対照表上で明記することを検討いたしました。21行目からですが、その検討の過程におきまして、本制度の安定的運営のためには価格変動リスク等の財務上のリスクのほか、運営上のリスク等を含む全般リスクにも一定の備えが必要であろうということを確認するに至りました。25行目ですが、しかしながら、そうした全般リスクを算定することは困難でありまして、26行目、制度全般のリスクを利益剰余金において総合的に備える現在の方法のほうが本制度に適しているということから、現時点においては現行の過年度留保額の形を維持することで対応し、負債科目に価格変動準備金の設置を行うまでは要しないという結論に至ったところでもございます。

31行目ですが、一方で、過年度留保額を継続した場合、財務諸表に明記されていないことで利益剰余金が過剰に積み上がっている、またはリスクへの財務的な備えが不十分である、このような誤解を招くおそれがあり、本制度の信頼性が低下しかねないという認識に達しまして、このため、現時点におけるリスクへの備えの積立状況や適正な積立ての水準、また、当該水準の算定方法や見直しサイクル等を契約者等が理解しやすいように分かりやすく情報提供することが重要であるということをお示しいただいたところでもございます。

12ページ目でもございます。こうした信頼性向上の取組により、安心して加入・在籍することができる環境を整えるとともに、引き続き若年層をはじめとする事業者に対し加入促進活動を実施し、本制度が小規模企業者の生活や経営を支えるものとして安定的に運営されることを期待する。このような形で締めくくられたところでもございます。

こうしたところでも取りまとめをいただきましたので、これを基に、また今後の小規模企

業共済制度の運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、こうした検討結果を踏まえまして、中小機構でこうした積立ての状況、水準、また、算定方法、あるいは契約者が理解しやすいような情報提供の在り方、また、今後の加入促進等について既に検討を始めていただいておりますので、今後の方向性について少し御説明をお願いしたいと思います。中小機構様、どうぞよろしくお願ひいたします。  
○飯田部長 発言の機会をいただきましてありがとうございます。中小機構共済事業推進部長の飯田でございます。

機構からは、今御指示いただきましたが、今回報告書でまとめていただきました小規模企業共済制度の安定的な財政面の検討について、また、加入促進の状況について御説明、御報告をさせていただきたいと思ひます。

本件について、報告書において、現時点においては価格変動準備金は導入せず、これまで同様、過年度留保額の仕組みにより利益剰余金の中で全般リスクに総合的に備えることとして、これらを契約者等に分かりやすく情報提供する仕組みを整えることで本制度の信頼性向上を目指すべきであるとまとめていただきました。この分かりやすく情報提供する仕組みにつきましては、現時点におけるリスクへの備えの積立状況や適正な積立ての水準、また、当該水準の算定方法や見直しサイクル等が必要と認識をしているところでございます。

まず、情報提供する仕組みについてです。この後の議題になっておりますが、本件は付加支給率算定と密接に関連しております。まずは公式の場である共済小委員会の資料に明示的に記載することで、委員の皆様方に過年度留保額の積立状況等を御確認いただくことが可能となるとともに、公表もなされることとなります。

あわせて、契約者の皆様方に対しましては、現在、本制度の財務状況や資産運用の状況に関する情報について、ホームページなどを通じまして情報発信を行っているところでございますが、今後はこれらに過年度留保額の積立状況等を加え、情報提供の充実を図ってまいりたいと思ひます。

このほか、本制度の専用ウェブサイト「共済サポートnavi」への掲載や、毎年全ての契約者にお送りしております納付状況のお知らせに記載するといったことも検討しております。いずれにいたしましても、取組にかかるコストも考慮しつつ、正確で分かりやすい周知を心がけてまいりたいと考えております。

次に、適正な積立水準、算定方法、見直しサイクルなどについてです。適正な積立水準などにつきましては、資産規模、予定利率、運用の資産構成割合などを踏まえるものと認識しております。算定方法もバリュエーション・アット・リスクのような確率論的なアプローチや過去実績を参考にするなど、様々な考え方があると考えております。見直しサイクル含め最近の金利上昇など、制度を取り巻く外部環境の動向に留意しつつ、本制度に適した算定方法を委員の皆様方の御知見もいただきながら検討させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

最後となりますが、加入促進活動について御報告させていただきます。本制度の長期的な安定を確保するためには安定的な新規加入者の獲得が重要であり、中小機構としては今後もより一層の加入促進活動を実施してまいりたいと考えております。

過去の活動の取組としては、若年層や今後のオンラインダイレクト化も念頭に、インターネットを活用した制度普及・加入促進活動を行いました。具体的にはGoogle、Yahoo、Microsoft等を活用したインターネット広告を通じて本制度の専用ウェブサイト「共済サポートnavi」に誘導し、加入を促す仕組みを構築しているところです。また、ユーチューブ広告や各地域を対象を絞ったInstagram等、SNSを活用した広告も展開しております。

また、今年度は大阪関西万博もございました。その万博において小規模企業共済のチラシを準備し来場者に配布をしたり、加入促進強調月間運動に合わせて、近年新規加入者が増加している農業者に制度を知ってもらうために日本農業新聞全国版に広告掲載をいたしました。さらに、各地域の自治体や支援機関等と連携し、創業セミナー等の場を活用して事業者の皆様へ制度説明や業務委託機関の御担当者を対象とした説明会等を開催し、制度普及・加入促進に努めているところでございます。

このような活動の結果、令和7年度末の新規加入見込みは昨年度の9万5000件を上回るが見込まれております。今後もこれら加入促進活動を継続し、本制度を安定的に運営してまいりたいと考えております。

以上、引き続きよろしくお願ひいたします。

○太刀川室長 ありがとうございます。

それでは、資料1に関する事務局側からの御説明は以上になります。

○近藤委員長 太刀川室長、飯田部長、誠に御説明ありがとうございました。

太刀川室長には続けまして議題2「小規模企業共済制度の令和8年度付加共済金の支給率について」の説明もお願いいたします。なお、委員の皆様からの議題1に関する御質問等は、議題2の説明の後、議題2に関する質疑とまとめてお願いしたいと思っております。

では、太刀川室長、議題2の説明をお願いいたします。

○太刀川室長 それでは、議題2に関しまして、資料2及び資料3を用いて御説明をさせていただきます。

小規模企業共済制度の付加共済に関しましては、小規模企業共済法第9条におきまして、当該年度の前年度末までに中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする規定をされているものでございます。そこで、資料2のとおり、経済産業大臣より中小企業政策審議会会長に対しまして諮問という形で、小規模企業共済法、また、これに関する関係政令の規定に基づきまして、令和8年度に係る付加共済金の支給率について意見を求めますということで諮問をしているところでございます。これに基づきまして本共済小委員会に御審議をお願いするものでございます。

それでは、資料3を御覧いただきまして、こちらは小規模企業共済制度の令和8年度の付加共済金の支給率について御説明をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、右下スライド番号2ページ目でございます。まず、小規模企業共済制度の付加共済金の概要でございますが、この制度の共済金の額は予定利率に対応した固定額の基本共済金と実際の運用収入等に応じて支給される付加共済金の合計額として算定をされます。

2つ目の黒丸ですが、付加共済金に関しましては基本共済金に上乗せをされる形で基本共済金をお支払いするときに合わせてお支払いをするというものでございます。この付加共済金の制度自身は平成8年に導入をされまして、ただ、実際にプラスの支給率が決定されたのが平成30年というものでございます。

まず、この付加共済金の支給率を決定するための計算方法でございます。こちらは小規模企業共済法施行規則で定められておりまして、2つの段階に分かれておりまして、まず第1段階目で支給率の基準となる率の算定をすることになっております。この支給率の基準となる率は、分母に仮定共済金等の発生見込総額を置きまして、分子に当該年度末、今回言えば令和8年度末の剰余金見込額を置くことで算定をすることとなっております。右側のイメージ図を見ていただきますと、まず令和8年1月末の実績値を用いまして、令和9年3月末、つまりは令和8年度末の資産と負債を推計いたしまして、そこから令和8年度末の剰余金の見込額を算出するというところで、14か月間の部分を推計いたしまして算出する方法を取っております。

そして左下、青い帯で「(2)『支給率』の決定」とございます。上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額、その他の事情を勘案して支給率を決定するということになっております。したがって、本小委員会でも主にこれまで御議論いただいておりますのは、ここのその他事情の勘案の仕方というところでございました。こうして平成30年に初めて支給率を決定した後、これまで5回、支給率の決定に至っております、その率が、右下のところに記載をしておりますのでございます。

それでは、次のページに参ります。まずは第1段階目の「支給率の基準となる率」の算定で、先ほどの分子の部分の令和8年度末の剰余金の見込額の算定でございます。左の表を見ていただきますと、まずイのところ、令和8年度の運用収入・掛金等収入の収入の額からそれぞれロ、ハ、ニの共済金等の支払い額、責任準備への積み増し額、業務等経理に繰り入れる額等を控除いたしまして、最後にホの部分、令和7年度末、直近の年度末の剰余金を足すという計算をいたしまして、令和8年度末の剰余金見込額は6773億円と算定をされているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。次は分母のほうの算定でございます。仮定共済金の発生見込総額でございます。こちらに関しましては、理論上今の在籍者が1年度内に過去の実績に基づいて共済事由が発生いたしまして共済金支払いを行ったと仮定した場合の理論値の金額を算出するものでございます。左のほうから、まずは令和8年度の基準月時点で36か月以上となる全在籍口数から、それを1年ごとの掛金納付期間別にグルーピングいたします。2ポツのところですが、その一つのグループごとに区分した掛金納付期間

別の共済事由別仮定共済金額の発生見込額を算定するという作業になってまいります。

これを全てのグループについて計算いたしまして、最後にそれらを全て足し上げて、3ポツのところですが、総額を算定する。このような手法で算定をしたところ、10兆2076億円となっております。

続いて、5ページ目でございます。以上からこの分子・分母を割りますと、0.06635という数値がまず「支給率の基準となる率」として得られたところでございます。

続きまして、6ページ目の「その他事情を勘案」の部分でございます。この部分につきましては、過去の共済小委員会の中で議論を重ねていただきまして、ある程度算定方法が今は確立しているところでございます。左下の概念図を見ていただきますと、まず順番に議論の過程で追っていきますと、最初にグレーの部分とオレンジ色の部分、オレンジ色の部分が付加共済金原資額となるわけですけれども、剰余金のうちの2分の1の額を付加共済金原資額として、残り2分の1については積立金に充てるということを決めいただきました。その後、左上の推計リスクという青い部分の上のほう「時価評価による値動きに伴う変動額」、いわゆる2σ水準とっておりますが、14か月間の変動リスクの推計部分を控除し、さらに下のほうの満期保有目的債券が予定利率に対しましてどのぐらい潜在的な損失があるのかというところの推計リスクも控除するというところで算定をいたしまして、したがって残りの部分が付加共済金の原資額という計算をしているところでございます。

グレーの部分の積立留保額に関しましては、黄色い部分の過年度の留保額ということで次の年度の留保額に回っていくという仕組みになっておりますので、右下の表のとおり、令和7年度に算定をいたしたときはこの積立留保額が1039億円で、この1039億円という額が過年度留保額に回りまして、合計で2461億円留保しているというのが今の状況でございます。

次のページに参りまして、まずは先ほど申し上げた推計リスクを控除する部分の計算でございます。こちらは足元の環境（時価資産の変動リスク）を踏まえまして、2σ水準という相当部分を控除するという計算をしているところでございます。40年に1度程度発生をするというリスクを見込みまして、令和8年度におきましては2859億円ということで算定をしております。

続きまして、8ページ目で、次は2番目として控除をする推計リスクとして、満期保有目的債券の予定利率に対する潜在的な損失額の計算でございます。こちらに関しましては、当該年度、つまり令和8年度末時点での満期保有目的債券の予定利率対比の将来差損益を算出いたします。その結果、差損益がマイナス、損失の場合には、その額を付加共済金原資から控除いたしまして、プラス、益が出ている場合には付加共済金原資から控除する額はゼロとするという計算過程になっております。

これで計算をした結果、将来差損益プラス64億円という結果が出ております。したがって、今回に関しましては益が出ているということで、差し引くべき潜在的な損失額はゼロということで計算をしております。

それらの控除をまとめると、次のページに参りまして、剰余金見込額の6773億円から過年度留保額の2461億円を控除し、さらに時価評価による値動きの変動額2859億円と満期保有目的債券の予定利率に対する潜在的な損失額、これは差引きがございませんので0億円、これらを控除したところ、1453億円という金額になりまして、これを2分の1にすると726.3億円ということで下の図のオレンジ色の部分の金額となるというところがございます。

次の10ページ目に参りまして、以上によりまして、先ほど御紹介いたしました分母の仮定共済金等の発生見込総額が10兆2076億円ですので、これを分母といたしまして、分子は先ほどの726.3億円で、これで割りますと0.00711という数値が得られます。したがって、こちらが令和8年度の付加共済金の支給率として事務局で計算をしているところがございます。

最後のスライドでございます。先ほど御紹介いたしました在り方検討会の結論も踏まえまして、過年度留保額につきましてよりきちんと御説明をしていく観点から、こちらのスライドでまとめをしているところがございます。この付加共済金に関しましては、今回より以前の過去5回で支給率を決定いたしまして、それとともに利益剰余金の中にリスクバッファとしての過年度留保額を2461億円積み立てているというのが昨年度までの状況でございます。

今回、令和8年度の付加支給率、百分率で言いますと0.711%ということで決定をいたしますれば、積立留保額726億円、これがさらに加算をされまして過年度留保額は3188億円という計算になってまいります。

こうしたことで、付加共済金という形で足元で契約者の皆様に利益を還元しつつ、かつ、制度の長期的な持続性の観点から一定程度をリスクバッファとして留保するというところでバランスを取りながら、両方並行的に同時達成をしつつ運用していければと考えているところがございます。

それでは、資料2、資料3の御説明に関しましては以上でございます。

○近藤委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、議題1及び2の説明につきまして御質問や御意見などがございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 よろしくお願いたします。

私はこれの策定に関わりましたので、疑問ということではなく一言だけ申し上げたいのですが、中小機構の場合は運用している資産で全てを賄わなければならない一方、加入者に対する義務もきちんと履行していかななくてはいけないという意味で、安定的な仕組みを維持していくことが大変重要です。この点を注意深く御検討いただきまして、現在のところでは一番良い案ができたのではないかなと思っております。

以上です。

○近藤委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ほかに御質問、御意見等はございますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

議題1の「小規模企業共済制度の5年見直しに係る報告について」につきましては、座長をお務めいただいた大橋委員をはじめ、検討会に御参加いただいた委員の皆様には、小規模企業共済制度の在り方について検討を重ねていただき、貴重な御意見を頂戴いたしました。委員の皆様のご尽力に深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

もう一つの議題である議題2「小規模企業共済制度の令和8年度付加共済金の支給率について」につきましては、本委員会における審議事項となっております。先ほど事務局からお示しいただいた御提案につきまして、特段の御異論はなかったように思います。つきましては、事務局からお示しいただいた御提案どおり、令和8年度の付加共済金の支給率は0.00711とするということを当小委員会の結論とすることをお認めいただけますでしょうか。

○大橋委員 異議ありません。

○近藤委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

皆様、ありがとうございました。

それでは続きまして、議題3「中小企業倒産防止共済制度の5年見直しの検討の進め方について」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

○太刀川室長 ありがとうございます。

それでは、議題3、中小企業倒産防止共済制度の5年見直しの検討の進め方について、説明をさせていただきます。

まず、「中小企業倒産防止制度の現状と見直しの検討について」ということで、倒産防止共済制度に関しましては、先般12月の本小委員会において基本的な仕組みを御説明させていただきました。こちらに関しましても小規模企業共済同様に非常に歴史ある制度でございまして、昭和53年4月に創設されておりました、こちらも同様に中小企業基盤整備機構で主体的に運営をいただいているところでございます。

制度の趣旨といたしましては、共済契約者が取引先企業の倒産により売掛金債権の回収が困難となった場合に自らが連鎖倒産をしてしまうといった事態を防止するために、中小機構より共済金の貸付けを受けられるというものでございます。掛金の月額といたしまして5,000円から20万円の範囲内で、それが最大で800万円掛けたところで掛け止めということになりまして、その最大800万円の最大10倍の金額、つまり8000万円まで貸付けを受けることができるというもので、無担保、無保証、また、無利子といったことで貸付けを受けられるというものでございます。

この制度におきましても、小規模企業共済と同様に基本的事項を収支状況、利用状況の推移及び予想を基礎として少なくとも5年ごとに検討するとされているところでございます。前回、見直しを令和3年度から4年度にかけて行いまして、最終的な報告を令和4年

12月15日の第20回共済小委員会でさせていただいたところでもございました。5年目に当たる令和8年度、来年度におきまして、同様に検討を開始したいと考えているところでもございます。

主な論点といたしまして、まずこちらは「基本的事項の見直しの必要性について」ということで、従前からこの制度の基本的な枠組みの主要な点について定点観測的にそのときの状況に適応しているか、妥当なものかどうかという検討をしております。

①といたしまして、共済貸付けの貸付限度額、掛金納付制限額、掛金月額、また、共済事由といったものについて検討したいと考えております。貸付限度額に関しましては、先ほど申し上げたとおり最大8000万円ということになっておりまして、制度上その10分の1が掛金の納付制限額、つまり800万円ということになっております。さらにそこからその40分の1を掛金の月額とするということになっておりますので、800万を40で割りまして掛金の月額の限度額が20万円となっているところでもございます。こうしたことで、貸付けを受けられる際の共済事由、つまり倒産の定義でございます。こちらに関しましては、この制度においては法的整理、取引停止処分、または私的整理、また、災害による不渡り等といったものを倒産が起こったとみなしまして、それによる売掛金債権の回収困難額について共済金の貸付けを行うという制度でございますので、こういった共済事由に関しましても現状の状況から検討してまいりたいと思っております。

「②その他中小企業倒産防止共済制度に関する基本的事項」というその他の部分でもございますが、主に念頭に置いておりますのは、本体の共済金貸付けと別に一時貸付金という制度もこの制度の中で設けてございます。この一時貸付金に関しましては、掛金を積み立てた最大95%の範囲内で資金需要が緊急的に発生した場合に中小機構から迅速に貸付けを受けられるという制度になっております。12月にも御説明をしたとおり、直近の貸付件数として令和6年度で2万3000件、または貸付額として860億円という実績になっております。こうした一時貸付金の貸付条件等に関しましてもこの検討会の中で議論をしていければと考えております。

「(2)その他」といたしまして、制度運営上の課題等としてございます。ここについてはそうした基本的事項以外の事項として様々なものが入ってくる可能性がございますが、今のところ念頭に置いておりますのは、昨年度令和6年度に税制改正をしてございます。この制度の掛金月額20万円といいますのは全額損金算入がされることとなっております。ただし、800万円になりますとそれ以上掛けることができないということになっております。そうしたところから、800万円まで掛けて一度この共済を解約いたしまして、そうすると手元にまた800万円が戻ってまいりまして、またすぐに共済に加入をいたしまして掛金を掛けるといった制度の当初の目的とは異なるような脱退・再加入の動きも見られたことから、解約をした場合にはもちろん再加入は可能ですけれども、2年間は掛金を納めたものの損金算入ができないという税制改正がされたところでもございます。12月にもその後の加入者の動向等を御報告させていただきましたけれども、これがこの制度全体にとってどのよう

な影響が生じているかというところは継続的に見ていく必要があると思いますので、この検討会の中でもその点を御報告してまいりたいと思っております。

そうしたことで、3ポツの「当面の検討スケジュール」でございます。見直しの検討を行うに当たりまして、小規模企業共済の在り方検討会と同様に専門的・技術的な観点から議論を深めるために、専門家による検討の場を設置したいと考えてございます。検討の結果についてはこの共済小委員会にまた御報告をしたいと考えておりまして、来年度5月頃から第1回目の検討会を開始いたしまして、9月に第2回、11月に第3回、そして今年12月の28回目の共済小委員会で報告をするという段取り、スケジュール感で考えております。

ただ、進捗状況や途中で生じた論点等々によりまして、この開催回数や報告の時期は、今回も12月でなく小規模企業共済の在り方検討会を今回2月にさせていただきまされたけれども、変更となる可能性もあるところでございます。今時点ではまだ骨格というか検討の頭出しというところで、あまり具体的に御報告できる事項はございませんけれども、このような形で来年度検討を進めてまいりたいと思っております。

資料に関する事務局からの御説明は以上でございます。

○近藤委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問や御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。御質問等はよろしいでしょうか。

では、よろしいでしょうか。

委員の皆様、本日も御参加いただきまして誠にありがとうございました。以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○太刀川室長 近藤委員長、大変ありがとうございました。

それでは、事務局から事務連絡をさせていただきます。次回の共済小委員会に関しましては、例年どおり本年12月頃の開催を予定しております。また、今回同様に小規模企業共済の付加共済金の支給率について御審議をいただくために、次々回の共済小委員会を今回同様来年2月下旬頃に予定しております。また詳細は追って御連絡させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局からの事務連絡は以上でございます。

○近藤委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の小委員会は以上をもちまして終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、御尽力いただきまして、また、円滑な運営に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

これにて閉会といたします。ありがとうございました。

午後1時58分 閉会